

NO&T International Trade Legal Update 国際通商・経済安全保障ニュースレター

2024 年 5 月

国際通商・経済安全保障ニュースレター No.17

米国最新法律情報 No.118

セキュリティ・クリアランス法案の概要（小林鷹之議員及び立法担当官と語る経済安全保障の最前線セミナーに向けて）

弁護士・ニューヨーク州弁護士 大久保 涼
弁護士・ニューヨーク州弁護士 伊佐次 亮介
弁護士 大澤 大

はじめに

2024 年 4 月 9 日、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス¹に関する「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」案（以下「セキュリティ・クリアランス法案」又は「本法案」といいます。）が、衆議院本会議で賛成多数で可決されました。今後、参議院で審議が行われる予定であり、政府は今国会での成立を目指しています。本法案は、政府が保有する経済安全保障上重要な一定の情報に対する民間事業者のアクセスの可能性を広げるものであり、民間事業者における政府情報の活用も期待されます。

当事務所では、2024 年 5 月 29 日に ADVANCE 企業法セミナーを開催し、初代経済安全保障担当大臣として経済安全保障推進法の成立等に尽力された小林鷹之衆議院議員をお招きして制度案（セミナー開催日までに本法案が成立した場合は制度）の概要や制度創設の背景等についてご講演いただいた上で、セキュリティ・クリアランス制度が施行された場合の実務上の影響や企業に求められる実務対応等について、立法に関わった内閣官房経済安保法制準備室参事官の小新井友厚氏とガバナンス、労働法、経済安全保障、通商法、米中法実務に豊富な知見を有する当事務所の弁護士が、企業内の組織体制構築と国際取引実務の観点からパネルディスカッションを行う予定です²。

本ニュースレターでは、当該セミナーに先立ち、民間事業者に関係のある部分を中心に、本法案の概要を説明します。

セキュリティ・クリアランス法案の概要

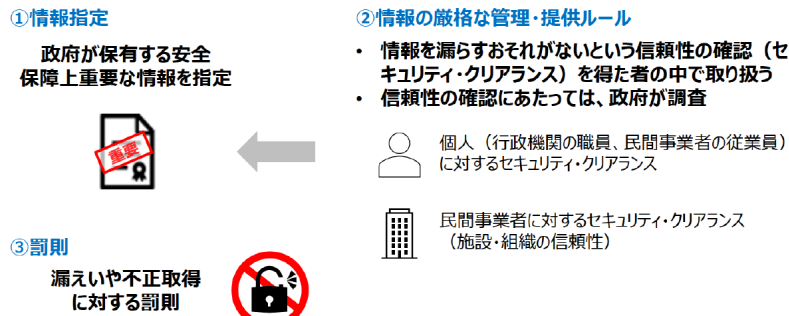
1. 全体の構成

本法案は、主として、①保護の対象となる「重要経済安保情報」の指定、②セキュリティ・クリアランスを前提

¹ 「セキュリティ・クリアランス」とは、国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報に対して、アクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者の中で取り扱うとする制度をいいます（「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」（内閣官房）13 頁）。

² <https://www.noandt.com/seminars/seminar20240529-1/>

とした個人（行政機関の職員及び民間事業者の従業員）及び民間事業者に対する情報の厳格な管理・提供ルール、
③罰則という 3 つの構成からなっています。



出典：内閣官房「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」 13 頁

2. 「重要経済安保情報」の指定

本法案において保護の対象となる「重要経済安保情報」とは、(1) 行政機関の所掌事務に係る「重要経済基盤保護情報」であって、(2) 公になっていないもののうち、(3) その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの、と定義されており（第 3 条第 1 項）、本法案に係る有識者会議の議論では、機密性の高いサイバー脅威・対策等に関する情報やサプライチェーン上の脆弱性関連情報等が念頭に置かれていました³。「重要経済安保情報」の指定及び解除に関しては、政府により運用基準が定められることとされています（第 18 条第 1 項）。なお、安全保障に関わる秘密の確保に係る他の法令との関係では、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法が定める「特別防衛秘密」（同法第 1 条第 3 項）及び特定秘密保護法に定める「特定秘密」（同法第 3 条第 1 項）に該当する情報については、引き続きこれらの法令によりカバーするものとして「重要経済安保情報」から除かれる一方、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（防衛生産基盤強化法）上の「装備品等秘密」（同法第 27 条第 1 項）と重複する情報は「重要経済安保情報」としてカバーするものとして「装備品等秘密」から除かれています。

また、「重要経済基盤保護情報」及びその定義中に登場する「重要経済基盤」は、以下のとおり定義されています。「重要経済基盤」は、重要インフラの提供体制や重要物資のサプライチェーン等を意味しているところ、ここでいう重要インフラや重要物資の範囲は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）に基づく基幹インフラ役務の安定提供確保の制度や重要物資の安定供給確保の制度と類似の表現を用いて定義されており、経済安全保障推進法とも一定の調和が図られています⁴。

「重要経済基盤保護情報」（第 2 条第 4 項）

「重要経済基盤」に関する情報であって、次に掲げる事項に関するものをいう。

- ① 外部から行われる行為から「重要経済基盤」を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ② 「重要経済基盤」の脆弱性、「重要経済基盤」に関する革新的な技術その他の「重要経済基盤」に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
- ③ ①の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報

³ 第 7 回 有識者会議「事務局説明資料」（内閣官房、2023 年 10 月 11 日）5 頁によれば、「重要経済安保情報」には、概ね次の種類のうち機密性が高い情報が該当するとされています。

- ①サイバー関連情報（サイバー脅威・対策等に関する情報）
- ②規制制度関連情報（審査等にかかる検討・分析に関する情報）
- ③調査・分析・研究開発関連情報（産業・技術戦略、サプライチェーン上の脆弱性等に関する情報）
- ④国際協力関連情報（国際的な共同研究開発に関する情報）

⁴ 「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案の概要」（内閣官房、2024 年 2 月 27 日）

<https://www.cas.go.jp/jp/houan/240227/siryou1.pdf>

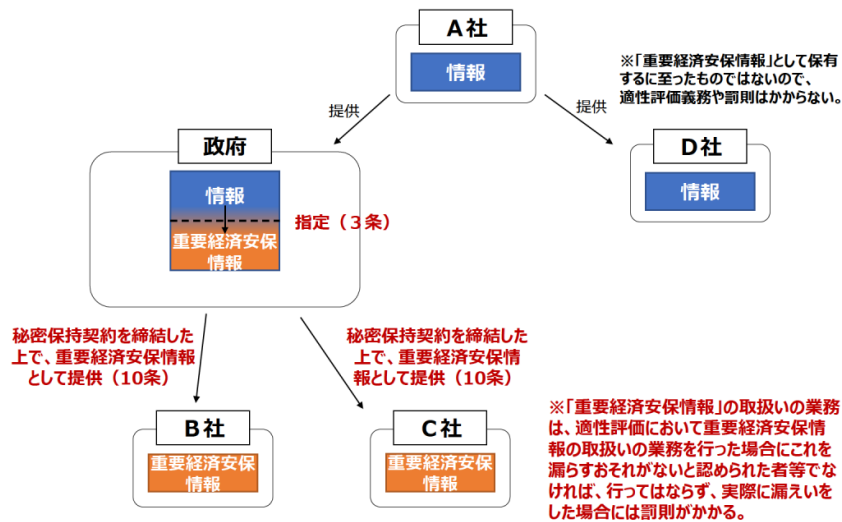
④ ②及び③に該当する情報の収集整理又はその能力

「重要経済基盤」(第2条第3項)

① 我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制

② 国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資(プログラムを含む。)の供給網

なお、「重要経済安保情報」指定の効果は、政府との間で秘密保持契約(第10条。下記3.(1)参照)を締結した上で、「重要経済安保情報」として提供を受けた者に対して及ぶものであり、例えば、民間事業者が政府に提供した情報が「重要経済安保情報」に指定されたとしても、当該民間事業者やそこから情報提供を受けた者は、「重要経済安保情報」として情報を保有するに至ったものではないため、本法案に基づく適性評価義務や罰則はかからないと解釈されています。



出典：内閣官房「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」 14 頁

3. セキュリティ・クリアランス

(1) 民間事業者に対するクリアランス

行政機関の長から「重要経済安保情報」の提供を受けることができる民間事業者(以下「適合事業者」といいます。)は、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって、重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するものと定義されており(第10条第1項)、具体的な要件の詳細は政令を待つ必要があります⁵。また、適合事業者の認定に関しては、政府により運用基準が定められることとされています(第18条第1項)。

また、適合事業者が「重要経済安保情報」の提供を受けるためには、行政機関との間で、以下の内容を含む契約を締結する必要があります(第10条第3項)。その上で、適合事業者は当該契約に従い、「重要経済安保情報」の適切な保護のために必要な措置を講じ、その従業者に当該「重要経済安保情報」の取扱いの業務を行わせる必要があります(第10条第4項)。

契約に定める必要がある事項(第10条第3項)

⁵ 有識者会議「最終とりまとめ」(内閣官房、2024年1月19日)においては、民間事業者に対するクリアランスに関して、情報を物理的に保全するための施設等の物理的管理要件に加えて、当該民間事業者の株主構成や役員構成といった組織的要件についても確認・評価する可能性が示唆されており、今後制定される政令において組織的要件に係る規定が設けられる可能性があります。

- ① 適合事業者が指名して「重要経済安保情報」の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲
- ② 「重要経済安保情報」の保護に関する業務を管理する者の指名に関する事項
- ③ 「重要経済安保情報」の保護のために必要な施設設備の設置に関する事項
- ④ 従業者に対する「重要経済安保情報」の保護に関する教育に関する事項
- ⑤ 行政機関の長から求められた場合には「重要経済安保情報」を行政機関の長に提供しなければならない旨
- ⑥ 適合事業者による「重要経済安保情報」の保護に関し必要なものとして政令で定める事項

(2) 個人（従業者）に対するクリアランス

「重要経済安保情報」の取扱いの業務は、行政機関の長が以下の事項に関する調査（第 12 条第 2 項）の結果に基づいて行う適性評価において、「重要経済安保情報」の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者に限って行うことができるとされています（第 11 条第 1 項）。適性評価における具体的な調査方法として、提出された質問票の確認、人事管理情報による確認、本人面接や上司への質問、公務所・公私の団体への照会等が想定されていますが⁶、適性評価の実施に関しても、政府により運用基準が定められることとされています（第 18 条第 1 項）。

調査内容（第 12 条第 2 項）

- ① 重要経済基盤毀損活動⁷との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子。）及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所を含む。）
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

適性評価は、評価対象者が適性評価を受けることに同意した場合に限って行われます（第 12 条第 3 項）。また、適性評価の結果や、評価対象者の同意がないことを理由として適性評価が実施されなかったことは、適合事業者に対して通知されますが（第 13 条第 2 項）、適合事業者が「重要経済安保情報」の保護以外の目的で通知内容を利用し又は提供することが禁止されています（第 16 条第 2 項）。「重要経済安保情報」を受け取る可能性のある民間事業者においては、労働法や昨今の Diversity & Inclusion 等の潮流等の観点も慎重に考慮に入れつつ、当該情報に触れ得る従業者についての対応を検討する必要があります（この点に関しては 2024 年 5 月 29 日の ADVANCE 企業法セミナーでも扱う予定です。）。

4. 罰則

「重要経済安保情報」の取扱いの業務に従事する者（当該業務に従事しなくなった者も含みます。）が、その業務により知り得た「重要経済安保情報」を漏らしたときは、5 年以下の拘禁刑又は 500 万円以下の罰金（これらが併科される場合もあります。）の対象となります（第 22 条第 1 項）。また、法人に対する両罰規定も設けられています（第 27 条第 1 項）。更に、未遂罪も処罰の対象となるほか（第 22 条第 3 項）、漏えいが過失による場合でも、1 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金の対象となる点には注意が必要です（第 22 条第 4 項）。なお、過失犯に

⁶ 前掲注 1、17 頁参照。

⁷ 「重要経済基盤毀損活動」には、以下のいずれかの活動が該当することとされています。

- ① 「重要経済基盤」に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動等の活動であって外国の利益を図る目的で行われ、かつ、「重要経済基盤」に関して我が国及び国民の安全を著しく害するおそれのある活動
- ② 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で「重要経済基盤」に支障を生じさせるための活動

は両罰規定の適用はありません。

今後に向けて

本法案が成立した場合、民間事業者にとって、国際的な共同開発や外国政府の調達等への参加を通じたビジネス機会の拡張や、日本政府が収集した情報を活用することで自社の技術発展等につなげることが期待されます。他方、適合事業者としての認定を受けるための具体的な要件は政令に委ねることとされているため、特に「重要経済安保情報」へのアクセスが必要と見込まれる民間事業者においては、かかるアクセスが必要となり得る業務や部署・従業員の範囲等を整理したり、防衛装備庁「防衛産業保全マニュアル」において求められている体制整備等も参照したりしつつ、引き続き本法案の動向を注視する必要があります。特に、セキュリティ・クリアランスの取得に必要な物的な施設設備の整備には一定の時間・コストを要する可能性がある点や、当該企業における株主構成や役員構成といった組織的要件が考慮されることとなった場合、今後外国投資家から出資や役員を受け入れるに際して、セキュリティ・クリアランスの観点から一定の影響が生じる可能性がある点にも留意する必要があります⁸。また、個人（従業員）に対するクリアランスに関して、クリアランスを取得できなかった従業員に対する処遇やクリアランスを取得した従業員に対する特別な待遇がどの程度許容されるのか等、労働関連法令やプライバシーの観点とも整合した対応について、今後慎重に検討することが求められています。

2024年5月1日

⁸ 前掲注5、8頁では、「国内においても、現行制度の運用や主要国の例も参照しつつ、我が国の企業等の実情や特定秘密保護法、外国為替及び外国貿易法、会社法等との整合性も踏まえながら、実効的かつ現実的な制度を整備していくべきである。」との指摘がなされています。

[執筆者]



大久保 涼

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)

ryo_okubo@noandt.com

1999 年東京大学法学部卒業。2006 年 The University of Chicago Law School 卒業 (LL.M.)。2006 年～2008 年に Ropes & Gray LLP (ボストンおよびニューヨークオフィス) に勤務。2000 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2007 年ニューヨーク州弁護士登録。2018 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、主に日米間の M&A、バンキング取引、宇宙ビジネスをはじめとするテクノロジー案件、不動産取引、金融取引規制その他の企業活動全般について、日本及び米国のクライアントに対して継続的に助言している。



伊佐次 亮介 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士)

ryosuke_isaji@noandt.com

2012 年東京大学法学部卒業。2014 年東京大学法科大学院修了。2015 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2022 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., James Kent Scholar)。2022 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

国内外の M&A、TMT (Technology, Media and Telecoms) 分野の取引・紛争を中心に、現在はニューヨークを拠点として企業法務全般に関するアドバイスを提供している。



大澤 大 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士)

oki_osawa@noandt.com

2013 年東京大学理学部物理学科卒業。2015 年弁護士登録 (68 期、第一東京弁護士会)。同年長島・大野・常松法律事務所入所。2021 年 University of California, Berkeley, School of Law 卒業 (LL.M., Dean's List, Business Law Certificate)。2021 年～2022 年経済産業省勤務 (貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理政策課、同課国際投資管理室、同部安全保障貿易審査課、同部貿易管理課、大臣官房経済安全保障室に所属)。主な取扱分野は、M&A・企業再編、コーポレート案件等。経済産業省において、外為法に基づく対内直接投資規制に関わる政策・投資審査・執行、米国 CFIUS 等の各国当局との連携強化をはじめとする経済安全保障に関わる業務に関与した経験を活かし、経済安全保障全般に関する助言の提供や経済安全保障の観点・規制動向を踏まえた個別案件対応のサポートにも注力している。

【関連セミナーのご案内】**ADVANCE 企業法セミナー**

小林鷹之議員及び立法担当官と語る経済安全保障の最前線：

セキュリティ・クリアランス制度（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律）の概要と企業実務に与える影響を中心に

■日時： 2024年5月29日(水) 14:30～17:45

■会場： J Pタワー ホール&カンファレンス（K I T T E丸の内4階・東京駅 地下直結）

■セミナー概要：

2024年4月9日、セキュリティ・クリアランス制度の創設に向けた法案（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案）が衆議院本会議で可決し、参議院本会議での審議に入りました。本セミナーの前半では、初代経済安全保障担当大臣として経済安全保障推進法の成立等に尽力された小林鷹之衆議院議員をお招きして、制度案（本セミナー開催日までに本法案が成立した場合は制度。以下同様です。）の概要や制度創設の背景等についてご講演いただきます。また、後半では、セキュリティ・クリアランス制度が施行された場合の実務上の影響や企業に求められる実務対応等について、立法に携わった内閣官房経済安保法制準備室参事官の小新井友厚氏に加えて、ガバナンス、労働法、経済安全保障、通商法、米中法実務に豊富な知見を有する当事務所の弁護士が、企業内の組織体制構築と国際取引実務の観点からパネルディスカッションを行います。

■スピーカー：

小林鷹之氏（衆議院議員、元経済安全保障担当大臣）、小新井友厚氏（内閣官房経済安保法制準備室参事官）、服部薫、大久保涼、川合正倫、濱口耕輔、細川智史、大澤大（長島・大野・常松法律事務所）

■お申込み（受講料：無料）：

詳細・お申込み方法につきましては、以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.noandt.com/seminars/seminar20240529-1/>

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

（*提携事務所）

国際通商・経済安全保障ニュースレター及び米国最新法律情報の配信登録を希望される場合には、
<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。国際通商・経済安全保障ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-internationaltrade@noandt.com>まで、米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。